

財務認定基準と決算書の関係について

今回は、『財務認定基準と決算書の関係』について概説する。

(ポイント)

- 収支相償と決算書の関係
- 公益目的事業比率と決算書の関係
- コロナの影響

1. 収支相償と決算書の関係

認定法では、公益法人の遵守事項の一つとして、「その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」とされており、これを収支相償といいます。

収支相償は”2段階“で判断します。まず、第1段階では、公益目的事業ごとの経常収益と経常費用を比較します。第2段階では、第1段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益および経常費用に加え、公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業と関連付けられていない公益に係るその他の経常収益および経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較します。

2. 公益目的事業比率と決算書の関係

認定法では、公益法人の遵守事項の一つとして、「毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。」とされており、これを公益目的事業比率といいます。

3. コロナの影響

「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう拘子定規に求めるのではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用されています。コロナの影響により、事業の中止・延期して予定どおり支出できず、単年度で収入が費用を上回ってしまったとしても、その状況を斟酌して対応するとされています。事業年度終了後では、収支相償や公益目的事業比率などの基準を満たすための対応や調整ができなくなってしまうため、可能な限り、期中の段階で状況を把握して、必要に応じて対応策等を講じる必要があります。

(裏面に続く)



財務認定基準と決算書の関係について

収支相償・公益目的事業比率と決算書の関係

科目	公益目的事業	収益事業	法人会計	内部取引	合計
I.一般正味財産増減の部					
1.経常増減の部					
経常収益					
⋮					
経常収益計					
経常費用					
事業費					
○○○					
○○○					
管理費					
○○○					
○○○					
経常費用計					

収支相償

公益目的事業比率

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益通報者保護法の改正>

公益通報者保護法が改正され、2022年4月より施行される予定である。改正前では告発を受けた法人は調査を行い、適切な措置を講ずる義務を負っていたが、あくまでも努力義務であった。しかし、改正後では従業員/職員300人超の法人に対しては法人に必要な体制の整備等が義務付けられることとなった。なお、従業員/職員300人以下の法人に関しては、従前どおり努力義務として取り扱われる。ここでいう体制の整備とは、受付窓口の設定、通報に対する事実の調査、是正措置等の実施等である。通報というと、労働提供先への通報、行政機関への通報、報道機関・消費者団体等への通報などが考えられるが、当該保護法で対象となる通報は刑事罰に当たる行為、行政罰に当たる行為である。いきなり外部へ通報されるよりも、まず内部通報制度を整備し、通報者を保護することによって、不祥事等を早期に発見・対処することが目的となる。対応部署・対応機関の設置、関連する諸規定の整備等、事前に理事会等の適切な機関の決定・承認を要する場合もあるため、従業員/職員300人超の法人におかれては早い段階から検討していただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。